

## さくら市都市公園内キッチンカー出店に係る要項

### 1 目的

さくら市の都市公園において、キッチンカーの出店による飲食物を販売できる環境を整えることにより、公園利用者の利便性を高めるとともに、賑わいを創出することを目的とする。

### 2 出店場所

勝山公園、鬼怒川河川公園

※公園ごとにキッチンカー区画の指定があります。

### 3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物

### 4 出店許可

さくら市都市公園におけるキッチンカー等の営業の許可に関する規程のとおり

### 5 出店申込から出店開始までの流れ

#### (1) 申請書提出

提出書類：公園内行為許可申請書(さくら市都市公園条例施行規則様式第 11 号)

※利用する区画、販売品目、販売価格を記載

暴力団等の排除に関する誓約書

キッチンカー写真(車幅、全長を記載)

提出先：さくら市都市整備課

#### (2) 審査

#### (3) 許可書交付

市が出店を認める場合は、許可証及び納入通知書を交付します。

交付書類：公園内行為(変更)許可証(さくら市都市公園条例施行規則様式第 13 号)

納入通知書等

#### (4) 使用料納付

使用料は前納とします。

使用書類：納入通知書

納付先：納入通知書記載の金融機関、さくら市会計課

#### (5) 出店

### 6 許可条件

- (1) 生産物賠償責任保険その他の【販売した物品が原因の事故が発生した場合において、

当該キッチンカー等の営業をした者が損害を賠償するときに保険金が支払われる保険】に加入すること。

- (2) 当該キッチンカー等の営業に起因して問題（前号に規定する事故を含む。）が発生した場合においては、誠意をもってその解決を図ること。また、当該キッチンカー等の営業に起因して問題が発生した場合においても、市長（都市整備課）は、一切の責めを負わないこと。
- (3) 許可を与えられたキッチンカー等の営業をとりやめる場合においては、可能な限り早期に市長（都市整備課）に連絡すること。
- (4) 物品を購入した者が使用できるゴミ箱を設置すること。
- (5) 当該許可に係る公園内行為許可証を見やすい場所に掲示すること。
- (6) 都市公園の区域内で自動車を運転する必要がある場合においては、非常点滅表示灯をつけ、毎時 10 キロメートル以下の速度で市長（都市整備課）が指定した場所に限り進行させること。
- (7) キッチンカー等の営業により、当該キッチンカー等の営業をした者の備品等が汚損、毀損又は滅失した場合においても、市長（都市整備課）は、一切の責を負わないこと。
- (8) 前各号に掲げる条件のほか、市長（都市整備課）が必要と認めること。

## 7 出店条件

- (1) 出店可能日

全日

※イベント開催状況等により出店が認められない場合があります。

- (2) 出店時間

9時から17時まで

※17時以降に及ぶイベント開催等については、公園管理者と協議の上決定する。

- (3) 使用料

### ① 料金表

公園名	区画	火気使用※	使用料(1日当たり)	算出根拠
勝山公園	A	有	2,880 円	72 m <sup>2</sup> ×40 円
		無	1,440 円	72 m <sup>2</sup> ×20 円
	B	有	2,880 円	72 m <sup>2</sup> ×40 円
		無	1,440 円	72 m <sup>2</sup> ×20 円
鬼怒川河川公園	A	有無 どちらも	1,000 円	50 m <sup>2</sup> ×20 円
	B		1,000 円	50 m <sup>2</sup> ×20 円
	C		1,000 円	50 m <sup>2</sup> ×20 円
	D		840 円	42 m <sup>2</sup> ×20 円
	E		720 円	36 m <sup>2</sup> ×20 円

※電気を熱源とするものを含む。

② 還付

原則として、使用料は還付できません。

(4) 設備

公園名	電気	水道	ガス
勝山公園	有	有	無 プロパンガス 持込可
鬼怒川河川公園	無	無	

(5) 清掃

- ① ごみ箱を設置し、ごみ袋は持ち帰ってください。
- ② 使用後は、区画周辺を清掃してください。
- ③ 公園内に、汁物や油類及び食品の廃棄を行わないでください。

8 原状復旧

- ① 出店者は、その責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損失による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を原状復旧した場合はこの限りではありません。
- ② 出店者は、出店場所の使用に当たり、さくら市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

9 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（さくら市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上処理するものとします。

10 問い合わせ先

〒329-1392 さくら市氏家 2771 番地(さくら市役所第 2 庁舎 1 階)  
さくら市建設部都市整備課公園緑地係  
TEL:028-681-1120 E-mail:toshiseibi@city.tochigi-sakura.lg.jp